

# SKOPテニススクール山内塾規約

## 第1章 総則

### (名称・所在地)

第1条 本テニススクールは、SKOPテニススクール山内塾（以下、「本スクール」という）と称し、事務所を高知県高知市比島町4丁目6-34エクレールC棟101号におく。

### (目的)

第2条 本スクールは、テニスを通して、会員並びにその家族の親睦と健康の増進を図り、あわせて地域社会のスポーツ文化の発展に貢献する事を目的とする。

### (運営)

第3条 会員は、本規約、本スクールが定める細則に従わなければならない。

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第4条 本スクールの会員は、一般会員、ジュニア会員、キッズ会員とする。

### (入会)

第5条 本スクールに入会する時は、本規約承認の上、別紙の申込書に所定の事項を記入し、本スクールの承認を得なければならない。

### (会費)

第6条 第4条に示す会員は、以下に示す定期もしくはチケットのレッスン料を所定の方法により会費として前納しなければならない。ただし、月途中に入会し定期を購入する場合は、受講予定回数に応じた会費を前納すること。

#### 一 一般会員

定期	チケット	レッスン時間
週1回 8,000円/月		105分
週2回 15,000円/月	9,000円/4回	
週3回 22,000円/月	18,000円/9回	
フリー 29,000円/月		

## 二 ジュニア会員

定 期	チケッ	レッスン時間
週 1 回 9,000 円/月	10,000 円/4 回 20,000 円/9 回	120 分
週 2 回 17,000 円/月		
週 3 回 25,000 円/月		
フリー 33,000 円/月		

## 三 キッズ会員（おためしキッズ、トーナメントキッズ）

定 期	チケッ	レッスン時間
週 1 回 5,000 円/月	12,000 円/9 回	60 分
週 2 回 10,000 円/月		
週 3 回 15,000 円/月		
フリー 20,000 円/月		

- 2 本スクールの都合や雨天等により、やむを得ずレッスンを開けない場合は、別に定める期間内において振替受講ができる。

### （会費等の変更）

第 7 条 会費、その他の費用の額は物価の高騰、その他経済情勢に変動が生じたときは、実施の 3 か月前までに予告し、変更することができる。

### （会員証）

第 8 条 本スクールは、会員証を発行する。スクールを利用する場合は、これを携帯しなければならない。なお、会員証の貸与譲渡・名義変更及び質権の設定は認められない。また、会員証を紛失した場合は、再発行の申請をすること。

### （資格喪失）

第 9 条 会員が次の一つに該当する場合は、自動的にその会員資格を喪失する。

- 一 退会又は死亡
- 二 除名
- 三 本スクールの閉鎖

### （除 名）

第 10 条 会員が次の各項に該当する場合は除名することができる。

- 一 本規約に違反した時
- 二 本スクールの秩序を乱し、他の会員に迷惑をおよぼし、本スクールの名誉、信用を著しく傷つけた時
- 三 会費その他の諸支払いを 3 か月以上滞納し、本スクールからの請求に応じなかった時

#### 四 本スクールで除名が妥当と判断された時

##### (退会)

**第 11 条** 会員が退会する場合は、退会届と提出し、会費等の未納分がある場合は完納しなければならない。

### 第 3 章 附 則

##### (スクールの閉鎖)

**第 12 条** 本スクールは、天災地変及び著しい社会情勢の変化、その他やむを得ない事由が生じた場合は、3か月前に予告し無条件に閉鎖、縮小することができる。

##### (免責事由)

**第 13 条** 会員のコートの利用中及び試合、遠征等の移動中の事故及びスクール内で発生した盗難、障害、その他の事故について本スクールは、一切の責任を負わないものとする。

##### (附 則)

**第 14 条** 本スクールの運営に伴い知り得た会員の個人情報を、本スクールは必要に応じて本規約に定めのない事項及び業務執行に必要な細則を定めることができ、会員はそれに従わなければならない。

##### (施 行)

1. 本規約は、設立の日（平成29年5月1日）より施行する。
2. 本規約の一部を改訂し、平成30年10月1日から実施する。

代表者住所 高知県高知市比島町4丁目6-34 エクレールC棟101号

代表者名 山内 俊哉